

栄養施策の動向について (連絡事項)

栄養士法施行規則及び調理師法施行規則の一部を改正する省令

【改正の趣旨】

・（令和元年10月3日健発1003第1号厚生労働省健康局長通知）

「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、旧姓の通称としての使用拡大に向けて、政府が必要な検討等を行うこととされていること等を踏まえ、**栄養士、管理栄養士及び調理師に係る免許証について、旧姓併記を可能とする等の改正**を行った。

【改正の内容】

- ・ 栄養士、管理栄養士及び調理師の免許の各種申請に係る申請書について、旧姓及び外国人における通称名の記入欄を設けるとともに、旧姓又は外国人における通称名を免許証に併記することを希望する場合は、免許証にそれらを記載できるよう改正。

※ 旧姓又は通称名は名簿登録事項とはせず、あくまで、免許証へ併記するものとして整理。

ただし、交付した免許証に記載された事項を把握しておくことは運用上必要であることから、併記した旧姓又は通称名は名簿と紐付けて管理することとした（名簿登録事項ではないので、訂正手続の義務は生じないが、記録には残る）。

※ 旧姓は、戸籍謄本等で確認できる過去の氏の中から1つを選んで併記することができる（直前の旧姓に限定しない）。

- ・ 上記免許の各種申請に係る申請書について、その他形式的な修正。

【施行期日等】

- ・ パブリックコメント：令和元年7月1日～同月30日
- ・ 公布日：令和元年9月24日
- ・ 施行日：**令和3年1月1日（1月1日以降申請分から）**

【自治体からの疑義への対応状況など】

- ・ 自治体における運用上の疑義（管理栄養士・栄養士・調理師）については、パブコメ実施の周知と同時に募集し、令和元年12月4日にメールにて回答。
- ・ 管理栄養士免許申請等の受付時の留意点等については、「管理栄養士免許申請等受付・進達事務について（令和2年3月31日付け事務連絡）」に反映済み。施行後（1～2月）に生じた疑義等については、今年度末の改正時に反映予定。

① 「調理師法施行規則」の改正について

(令和元年12月27日健健発1227第1号・薬生食監発1227第1号 厚生労働省健康局健康課長、医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知)

【改正の趣旨】

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の一部の施行に伴う改正を行った。

【改正の内容】 ※調理師試験の受験対象者について、実質的には従前と変更なし。

- ・ 調理師試験受験資格について、新たな営業許可の対象業種である「複合型そうざい製造業」を追加。
- ・ 喫茶店営業が飲食店営業に統合されるため、調理師試験の受験資格からは除く旨を追記。
- ・ 調理師業務従事者届の様式を変更(複合型そうざい製造業の追加)。
- ・ その他(号ズレなどへの対応)

【施行期日等】

- ・ 公布日: 令和元年12月27日
- ・ 施行日: 令和3年6月1日

※ 令和3年6月1日以降に実施する試験から適用。

(実質的には、願書受付日までの従事歴において受験資格を確認することとして運用していることは承知しているが、法令上は試験実施日現在で受験資格が認められれば対象となり得るので、試験実施の公示日や願書受付日を基準としないこと。)

※ 調理師業務従事者届については、隔年実施であるため令和4年度分から適用。

② 「調理師試験の実施について」の改正について (令和2年2月7日健発0207第5号厚生労働省健康局長通知)

【改正の内容等】

- ・ 調理師法施行規則改正に伴う改正。
- ・ 同試験が自治事務であることを踏まえ、調理業務従事証明書の様式を「参考様式」とするなど文言を修正。
- ・ そのほか、運用の基本的な考え方について、局長通知を補足する内容として事務連絡を同日施行。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等

(令和2年3月31日健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知、令和2年4月1日厚生労働省健康局健康課栄養指導室事務連絡)

【改正の概要】

- ・「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等」に関して、**基本的な考え方を示す内容を整理**。
- ・各自治体の栄養指導員向けの技術的助言(別添1)と、施設向けの栄養管理に係る留意事項(別添2)に分けて記述。
- ・健康日本21(第二次)の中間評価を踏まえ、「個別目標の評価基準に係る留意事項」(特定給食施設の肥満・やせの把握に関する記載)については削除したが、特定給食施設における栄養管理の考え方として、体重や体格の変化を把握することが重要であることから、留意事項として記載(別添1第2の2(4)、別添2第2の1(5))。
- ・介護医療院について、管理栄養士を置かなければならない施設として指定する分類を一号施設と整理(衛生行政報告例の施設種別としても、新たに「介護医療院」を追加)。

【特定給食施設指導等に係る実績の報告について】

- ・地域保健・健康増進事業報告や衛生行政報告例に計上する特定給食施設指導等に関する件数の基本的な考え方は、以下の通り(※ 詳細は必ず報告する年度の作成要領等を確認すること)。
 - 地域保健・健康増進事業報告: **栄養指導員の業務量**を反映するもの
健康増進法第18条第1項第2号に基づく指導・助言(施設数)及び喫食者への栄養指導又は栄養指導の被指導延べ人数を計上。指導等の方法は、個別指導や文書指導に限定はしていないが、計上する根拠としての記録は必要と考える。
 - 衛生行政報告例: 指定施設や行政処分の件数等、**各自治体が所管する施設の状況**を反映するもの
届出(法第20条第1項)の件数、指定施設(法第21条第1項)の件数、指導・助言(第22条)、勧告(第23条第1項)、命令(第23条第2項)、立入検査(第24条第1項)の件数等を計上。

別添1

第1 特定給食施設等に関する基本的事項について

1 特定給食施設は、健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条第1項に規定される施設であり、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもの(継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設)をいう。

なお、施設外で調理された弁当等を供給する施設であっても、当該施設の設置者が、当該施設を利用して食事の供給を受ける者に一定の食数を継続的に供給することを目的として、弁当業者等と契約をしている場合には特定給食施設の対象となること。

※ 弁当業者や給食センターに給食を外注する場合、契約元の施設を特定給食施設として把握する想定。

給食の供給先と供給元の設置者が同一(学校給食センター、法人内に給食センターを設置している等)であり、適切に栄養管理を行う体制(対象者を把握し、給食及び栄養情報を提供し、評価・改善すること)が担保できる場合は、給食センターの把握としても差し支えない。

なお、同時に希望者を募り、便宜上とりまとめて注文する仕出し弁当や個人からの注文は、総数が多くても対象外である。

2 特定給食施設に対する指導を効率的に行う観点から、関係施設の設置者、管理者等の理解と協力を得ながら、法第20条第1項の届出が適切に行われるよう対応すること。

なお、同一敷地内に施設の種類や利用者(特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者をいう。以下同じ。)の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出をさせることが適当である。

※ 特定給食施設の概念として、厨房の有無は問わない。同一厨房から複数の施設に食事が供給される場合であっても、それぞれ別に把握することが適当であるという主旨である(想定される例:病院と事業所(従業員の給食)など)。

ただし、別々の施設として把握しようとした場合に、一部あるいは全ての施設種別で規定食数を下回る場合、食数の最も多い種別施設とその付帯施設(その他の食数)として、合算した食数で把握するという考え方もできる(想定される例:病院と同病院に併設される規定食数未満の介護医療院など)。

いずれの場合も、各自治体の現状及び発生し得る施設類型に対して整理すること。

なお、届出により把握した施設に対しては、その後、栄養管理報告書や実地調査(巡回)により施設の状況を把握し、必要な指導及び助言を行うことにより喫食者の食環境を整えることが重要であり、指導及び助言を効率的かつ効果的に行うという観点で、各施設類型の整理に当たっては、状況把握や指導・助言等の方法も併せて検討されたい。

また、管理栄養士を置かなければならない施設として指定する施設は、法第20条第1項の届出に基づき把握した施設に対して行われるため、例えば、1つの「特定給食施設」として届出されていた施設を指定の際に分割したり、別々の施設として届出されていた複数の特定給食施設を1つの施設として指定することは想定していない。別々の施設として届出をさせた結果、施設当たりの食数が少くなり、指定施設ではなくなる可能性も踏まえ、施設開設の届出に係る整理は、指定に対する各自治体の方針と併せて検討すること。

別添1

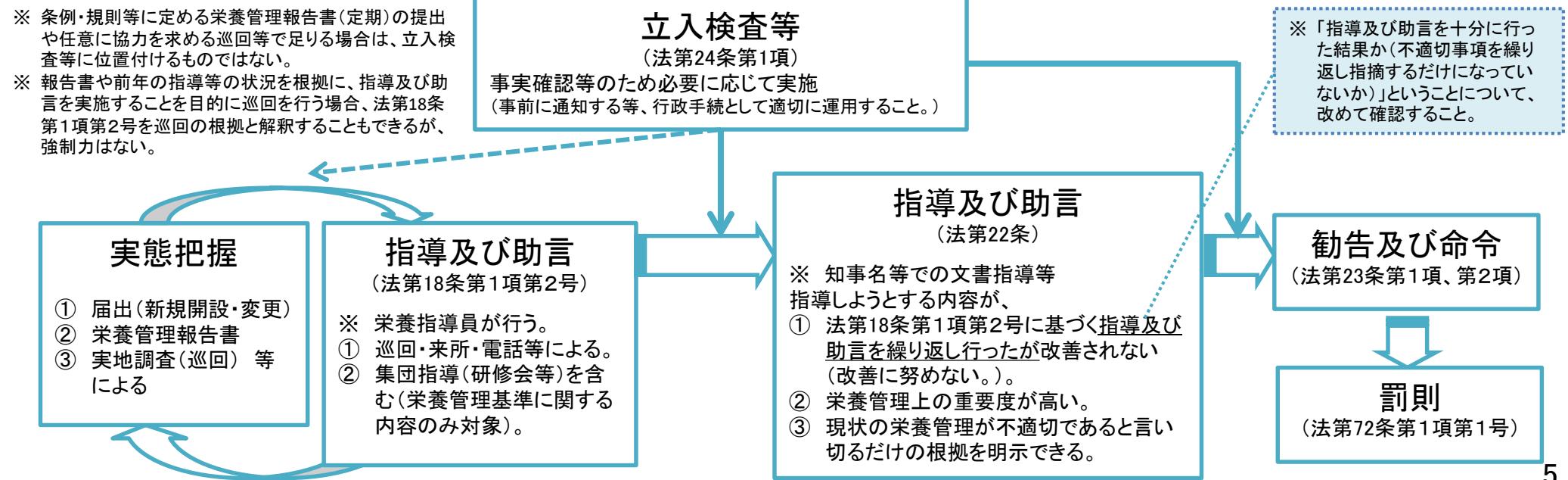
第1 特定給食施設等に関する基本的事項について

3 法第22条に基づく特定給食施設の設置者に対する指導及び助言は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては市長又は区長。)が法第21条第1項又は第3項の規定による栄養管理の実施を確保するために必要があると認めるときに行うものである。そのため、法第22条に基づく指導及び助言を行う場合には、その内容等については慎重に判断すること。

4 法第24条に基づく立入検査等は、法第22条に基づく指導及び助言や法第23条に基づく勧告及び命令を行うことを前提としたものである。

5 法第18条第1項第2号に基づく指導及び助言は、特定給食施設のほか、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設として各自治体の条例等に基づき把握される特定給食施設以外の施設(以下「その他の施設」という。)も対象となる。

また、当該指導及び助言は、栄養指導員が栄養管理の実施に関し必要な事項について行うものであり、例えば、特定給食施設及びその他の施設(以下「特定給食施設等」という。)において最低限の栄養管理が行われているものの、よりよい食事の供給を目指すために助言をするような場合も想定される。



別添1

第3 管理栄養士を置かなければならない特定給食施設について

健康増進法 第21条第1項	健康増進法施行規則 第7条	課長通知 第3	課長通知 第3 《補足事項》
特定給食施設であつて、特別の栄養管理が必要な者として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。	<p>1 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、<u>継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの</u></p> <p>2 前号に掲げる特定給食施設以外の<u>管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設</u>であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの</p>	<p>1(1号施設) 病院、介護老人保健施設、介護医療院に設置された施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の患者・利用者に対する食数が1回300食以上又は1日750食以上(提供食数の実績が満たなくても、許可病床数(入所定員)が300床(人)以上の場合を含む)。 <p>2(2号施設)</p> <p>2(1)①～⑥に該当する施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の利用者に対する食数が1回500食以上又は1日1,500食以上。 2(1)⑥の「等」については各自治体の現状に基づき、「管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設か」を判断すること。 <p>3(その他:一般給食センター等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>他法令により栄養士を必置とされている施設のみに食事を供給する場合</u>、特定給食施設となり得る規模の施設の食数の合計が2号施設の規定食数以上となるものがある場合は2号施設とみなす(小規模施設の食事は、栄養士が管理するものとして考慮しない)。 <u>栄養士が必置ではない施設を含む場合</u>、特定の対象者に継続的に食事を供給し、1号施設又は2号施設の対象となる施設種別である施設に供給される食数の合計が2号施設の規定食数以上である場合は2号施設とみなす(小規模施設を含む。個人への配食や不定期に注文されるものは含まない)。 食事の供給先が事業所等である場合、供給先における供給元からの食事の喫食率が8割以上である事業所等の食数の合計が2号施設の規定食数以上である場合は2号施設とみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> 通知第1の2において、同一敷地内に施設の種別や利用者の特性が明らかに異なる特定給食施設が複数設置されている場合は、それぞれ別の特定給食施設として届出させることが適当であるとの考え方を明示しているが、自治事務であるため、同一敷地内に複数の施設が設置されている場合に1つの施設として把握することを否定するものではない。 複数の施設を1つの施設として把握する場合、病院等の食数(又は病床数等)の合計が1号施設の規定食数以上の場合は1号施設として指定(1(3))し、1号施設の規定食数を満たさず、1号施設と2号施設の対象施設の食数の合計が2号施設の規定食数以上の場合は2号施設とする(2(2))。 <ul style="list-style-type: none"> 複数の施設の食事を供給する場合であっても、供給元と供給先の設置者が同一である場合は、「複数の施設を1つの施設として把握する場合」に該当。設置者が異なる供給先に対して、契約に基づき供給する給食であって、供給先ではなく供給元を施設として把握することを想定している(供給先を施設として把握する方針である自治体は、該当施設無しとなる)。 事業所給食施設について、喫食率については言及はしておらず、同施設にとって必要であれば、喫食率向上も含めて検討すべきであり、喫食率が低いことを理由に一律に指定の対象から外す意図はない。一方、給食センターを特定給食施設として把握する場合は、契約に基づき供給されるものであるため、給食センター側から喫食率をコントロールすることは難しいと考えられ、供給先の施設への給食の影響度を考慮するものである。
			6

第35回管理栄養士国家試験関係

【試験日程等】

- ・受験要領配布:令和2年9月11日(金)から
 - ・出願期間:令和2年11月24日(火)から12月7日(月)まで ※消印有効
 - ・試験日:令和3年2月28日(日)
 - ・卒業見込者の追加提出書類の期限:令和3年3月11日(木) ※午後5時必着
 - ・栄養士免許登録期限:令和3年3月25日(木)
- ※ 管理栄養士養成施設卒業見込で受験した者は、「栄養士免許取得(見込)照合書(令和3年3月25日(木)までに名簿登録される見込であることの照合書)」を3月11日(木)までに提出する必要があり、各養成施設から各自治体に一括申請し、照合済みの書類を各養成施設から管理栄養士国家試験運営本部事務所に提出することを原則。
- ・合格発表日:令和3年3月26日(金) (午後2時に厚生労働省ウェブサイトに掲載、合格証書発送)

【免許等照合書(別紙様式第4)の作成】※既卒者及び編入学等で栄養士免許を既に取得している受験者が対象。

- ・管理栄養士国家試験受験には、栄養士免許を取得している必要があり(管理栄養士卒業見込の者を除く)、受験資格の審査に当たり、栄養士免許証(原本)の確認が必要だが、免許証の原本を提出させることは運用上難しいため、各保健所等の窓口において原本照合した証明である別紙様式第4を提出することとしている。
- ・また、管理栄養士国家試験の受験資格は、卒業した養成課程・修業年限により異なるため、管理栄養士養成施設から一括出願する卒業見込者を除き、卒業証書(証明書)や履修証明書の確認が必要であるため、各保健所等の窓口において原本照合した証明である別紙様式第4を提出することとしている(栄養士免許証の照合と併せて実施。)。
- ・上記の照合について、従来は対面窓口において実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栄養士免許を取得した都道府県で郵送により照合を受けることも可能とした。

免許等照合書(別紙様式第4)の作成に関する留意事項等

【郵送対応】

・栄養士名簿、卒業証明書(原本)、履修証明書(原本)との照合

※ 栄養士免許証の写しを添付することとしているが、この写しは「提出先が誤っていないか」の確認用であるので、各自治体において管理する栄養士名簿と照合すること(対面窓口では、栄養士免許証原本との照合)。なお、提出先が誤っている場合や提出した書類に不備がある場合は、速やかに提出書類一式を受験者に返送すること。

提出期限までに必要書類を再提出できない場合は、対面窓口(住所地又は勤務地)での照合を案内すること。

・提出期限:令和2年11月16日(月) ※消印有効

・郵送先:栄養士免許を取得した都道府県の名簿照会可能な部署(一覧として厚生労働省ウェブサイトに掲載予定)

・照合済みの免許等照合書発送期限:令和2年11月30日(月) ※消印有効

※ 出願期限(12月7日(月))に間に合うよう、郵送にかかる期間を見込んで設定。

【対面窓口対応】

・栄養士免許証、卒業証書(証明書)、履修証明書との原本照合

・各窓口の対応可能な期間や事前連絡の要否を周知(一覧として厚生労働省ウェブサイトに掲載予定)

※ 少なくとも、11月16日(月)から12月7日(月)は対応いただくよう全自治体に依頼。

※ 新型コロナウイルス感染症関連業務等により、担当者が不在の場合や、窓口を移転する可能性を考慮。

● 厚生労働省ウェブサイト ※受験要領の配布開始(9月11日(金))に合わせて更新予定

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kanrieiyoushi/about.html

【その他】

・照合方法等の詳細については、メールにて別途周知

・郵送対応を行う旨の周知チラシについて、メールにて各自治体に送付し、受験要領への差し込みを依頼